

【参考資料】

議案第 7 2 号 朝霞市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

こども・健康部保育課

1 提案する理由

家庭的保育事業等の職員の配置基準は、国の定める基準に合わせて市条例において設定しているが、今回、国の基準が改正されたため、当該改正に合わせる形で本条例を改正する。なお、国は改正後の配置基準に経過措置を設けているため、本条例も同様に経過措置を設ける。

2 主な改正内容

本条例において定める職員の数について、3 歳児は児童 2 0 人につき職員 1 人、4 歳以上児は児童 3 0 人につき職員 1 人と定めているところ、3 歳児は児童 1 5 人につき職員 1 人、4 歳以上児は児童 2 5 人につき職員 1 人に改正する。また、附則において、当分の間は従来の配置基準での運営が可能となる経過措置を設ける。

3 施行年月日

公布の日

担当

こども・健康部保育課保育係

電話 0 4 8 - 4 6 3 - 2 8 3 6